第九一回

参第五号

租税特別措置法の一部を改正する法律(案)

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の二 第九条」を「第九条」に、「配当等に充てた所得に係る法人税の 軽減等の特例(第四十二条・第四十二条の二)」を「削除」に、「第四十二条の三・第四 十二条の四」を「第四十二条の二・第四十二条の三」に、「第六十八条の二」を「第六十 八条の四」に改める。

第三条から第三条の三までの規定を次のように改める。

第三条 削除

第八条の二から第八条の六までの規定を削る。

第十条第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年」に改める。

第二十条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」 に改める。

第二十条の四第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年」に改める。

第二十一条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に 改める。

第二十二条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に 改める。

第二十五条の二第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第三項第一号ロ中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第五項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改める。

第二十六条第一項中「各年」を「昭和五十五年までの各年」に改める。

第二十七条中「個人が」を「個人が、昭和五十五年十二月三十一日までに」に改める。

第三十一条第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「「二分の一」とあるのを「四分の三」」を「「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十五年分までの各年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」」に改める。

第三十一条の二第一項第一号口(2)中「ないものとした」を「なく、かつ、所得税法第二十二条第二項第二号中「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十五年分までの各年分の所得税については、合計額の二分の一に相当する金額)」と読み替えた」に改め、同項第二号口(2)中「「二分の一」とあるのを「二分の一(租税特別措置法第三十一条の二第一項第二号イ(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)に規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する金額については、四分の三)」」を「「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十五年分までの各年分の所得税については、租税特別措置法第三十一条の二第一項第二号イ(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)に規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する金額にあつては合計額の四分の三に相当する金額、同号イに規定する特定課税長期譲渡所得金額に相当する金額にあつては合計額の二分の一に相当する金額)」」に改める。

第三十一条の三第一項中「「二分の一」とあるのを「四分の三」」を「「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十五年分までの各年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」」に改める。

第三十二条第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「新築の工事」を「新築若しくは増築の工事(次項において「新築工事」という。)」に、「新築された当該家屋で新築後使用されたことのないもの」を「当該家屋」に改める。

第四十一条の十二を次のように改める。

第四十一条の十二 削除

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第四十二条 削除

第四十二条の三第一項中「以下この章において同じ。)」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会社(以下単に「相互会社」という。)を除く。)」を加え、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の二とする。

第四十二条の四第七項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改め、第一節の二 中同条を第四十二条の三とする。

第四十三条第一項中「青色申告書を提出するもの」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。)」を加える。

第五十三条第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時に おいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。)」を加える。 第五十四条第一項中「十億円」を「一億円」に改める。

第五十五条第一項中「内国法人(」の下に「当該事業年度終了の時において資本の金額 又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社並びに」を加え、「昭和五十五年三月三 十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「内国法人」の下に 「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相 互会社を除く。)」を加え、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一 日」に改める。

第五十六条の三第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加え、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第五十六条の四及び第五十六条の五を次のように改める。

第五十六条の四及び第五十六条の五 削除

第五十六条の六第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加える。

第五十六条の八を次のように改める。

第五十六条の八 削除

第五十六条の九第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加える。

第五十六条の十第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加える。

第五十七条第一項及び第二項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加え、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第五十七条の二を次のように改める。

第五十七条の二 削除

第五十七条の三第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。)」を加え、「(昭和十四年法律第四十一号)」を削り、同条第六項中「において準用する前条第五項」を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を次のように改める。

9 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定により当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算

入される金額があるときは、当該金額に相当する金額のうち、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額で当該積立てをした事業年度終了の日において有するものに達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 前項の規定の適用については、法人が同項の規定の適用を受けた最初の事業年度終了の日後第六項から前項までの規定により益金の額に算入された金額は、まず、青色申告書の提出の承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額から成るものとみなす。第五十七条の四第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。)」を加え、同条第三項中「第五十七条の二第五項」を「前条第九項」に改め、同条第五項中「第五十七条の二第五項及び第六項」を「前条第九項及び第十項」に改める。

第五十七条の五中「保険業法に規定する」を削る。

第五十八条第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。第六項において同じ。)」を加え、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第五十八条の二第一項及び第二項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加え、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「の百分の九十」を削り、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合には、当該限度超過額からその満たない部分の金額(当該金額が当該限度超過額を超える場合には、当該限度超過額に相当する金額)を控除した金額」に改め、各号を削る。

第六十三条第一項中「第四十二条第一項及び」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に、「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。 第六十四条第六項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。

第六十七条第一項中「各事業年度」を「昭和五十五年十二月三十一日までの日を含む各事業年度」に改める。

第六十七条の四第六項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。 第三章第八節に次の二条を加える。

(中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例)

第六十八条の三 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内にその法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。)の到来する法人税で中小法人に係るものに対する法人税法第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「三月間」とあるのは「八月間」と、同条第二項中「五月」とあるのは「十

月」と、同条第五項中「三月間」とあるのは「八月間」とする。

2 前項に規定する中小法人とは、内国法人(清算中のものを除く。)のうち、同項に規 定する法人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了の日において中小企業基本法(昭和 三十八年法律第百五十四号)第二条各号の一に該当する者をいう。

(政治献金の損金不算入)

第六十八条の四 法人が各事業年度において政治資金規正法第三条第一項に規定する政治 団体、同条第二項に規定する政党若しくは同法第五条第一項に掲げる団体又は同法第三 条第一項第二号に規定する公職の候補者に対し同法第四条第四項に規定する政治活動に 関する寄附をした場合における当該寄附に係る支出金については、法人税法第三十七条 第二項の規定は適用せず、当該支出金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、 損金の額に算入しない。

附則第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十五年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得等に関する経過措置)

- 第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に支払を受けるべき改正前の 租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第三条の二第一項に規定す る利子所得については、なお従前の例による。
- 2 施行日前に支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の四第一項、第八条の五 第一項又は第八条の六に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(住宅取得控除に関する経過措置)

第四条 新法第四十一条第一項の規定は、昭和五十五年一月一日以後に同項に規定する家屋の新築若しくは増築の工事に着手し、又は当該家屋を取得する場合について適用し、同日前に旧法第四十一条第一項に規定する家屋の新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得した場合については、なお従前の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第五条 施行日前に発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第六条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税(清算中の事業年度分の法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第七条 旧法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十五年九月三十日以後に終了するものの当該事業年度分の法人税については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和五十五年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」と、「その超える金額」とあるのは「その超える金額(昭和五十五年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度については、当該金額に六を乗じてこれを当該事業年度の月数(暦に従つて計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。)で除して計算した金額)」とする。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置)

第八条 旧法第四十二条の二第四項に規定する清算中の内国法人が、施行日を含む事業年度に同項に規定する配当等の金額を受けた場合においては、同項の規定は、なお、その効力を有する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第九条 法人(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超える もの及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会社(以下単に「相互 会社」という。)に限る。次条第一項、第三項、第四項、第十四項及び第十五項におい て同じ。)が施行日前に旧法第四十三条第一項に規定する特定設備等を同項の政令で定 める期間内に取得、製作若しくは建設した場合における当該特定設備等については、な お従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

- 第十条 法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五 十三条第一項に規定する価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、同条第 三項及び第五項の規定の例による。
- 2 旧法第五十四条第一項の中小企業等海外市場開拓準備金を積み立てている法人(当該 事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに限る。以下 第七項、第八項、第十項から第十三項まで、第十六項及び第十七項並びに次条において 同じ。)が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第六項 に規定する中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条 第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。
- 3 旧法第五十五条第一項又は第二項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が施

行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第四項に規定する海外投資等損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第八項まで及び第十項の規定の例による。

- 4 旧法第五十五条第一項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法人の同条第五項第一号に規定する特定債権等については、法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。
- 5 旧法第五十六条の三第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が施行 日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第二項に規定する金属 鉱業等鉱害防止準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第四項ま で及び第六項の規定の例による。
- 6 旧法第五十六条の四第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が施行日 を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する特定鉄 道工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。
- 7 旧法第五十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が施行 日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する原子 力発電工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。
- 8 旧法第五十六条の六第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている法人が施 行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する特 定ガス導管工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第五 項まで及び第七項の規定の例による。
- 9 旧法第五十六条の八第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が施行 日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第五項に規定する電子 計算機買戻損失準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。
- 10 法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五十六 条の九第一項に規定するプログラム準備金の金額の益金の額への算入については、同条 の規定の例による。
- 11 旧法第五十六条の十第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する株式売買損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。
- 12 旧法第五十七条第一項の証券取引責任準備金又は同条第二項の商品取引責任準備金を 積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する 同条第一項第一号に規定する証券取引責任準備金又は同条第二項第一号に規定する商品 取引責任準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項から第六項まで及び 第九項の規定の例による。
- 13 旧法第五十七条の二第一項の渇水準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年

度の直前の事業年度終了の日において有する同項第二号に規定する渇水準備金の金額の 益金の額への算入については、なお従前の例による。

- 14 旧法第五十七条の三第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として、同条第六項から第九項まで及び第十一項の規定の例による。
- 15 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する異常危険準備金の金額の益金の額への 算入については、同条第三項から第五項まで及び第七項の規定の例による。
- 16 旧法第五十八条の二第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立て ている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第四 項に規定する探鉱準備金又は海外探鉱準備金の金額の益金の額への算入については、同 条第四項から第六項まで及び第八項の規定の例による。
- 17 旧法第五十八条の二第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人の当該海外探鉱準 備金に係る同項に規定する海外自主開発法人の同条第九項に規定する特定株式等につい ては、法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十一条 法人が施行日前にした旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引に係る収入金額 については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第二十三条第一項第四号中「及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合」及び「(租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「租税特別措置法第四十二条の三」を「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の二」に改める。

第三十七条の三第四項ただし書中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

第七十二条の十四第一項ただし書中「第四十二条の二、」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合」及び「(租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第三百十四条の八第四項ただし書中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は附則第四条第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

附則第四条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項と する。

附則第八条第一項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

附則第三十三条の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第三項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改める。

附則第三十四条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に、「「二分の一」とあるのを「四分の三」」を「「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十五年分までの各年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」」に改める。

附則第三十四条の二第一項第一号口(2)中「ないものとした」を「なく、かつ、第三十二条第二項の規定によって所得税法第二十二条第二項第二号中「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十五年分までの各年分の所得税については、合計額の二分の一に相当する金額)」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条第一項に規定する総所得金額を算定した」に改め、同項第二号口(2)中「「二分の一」とあるのを「二分の一(地方税法附則第三十四条の二第一項第二号イに規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額については、四分の三)」」を「「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十五年分までの各年分の所得税については、地方税法附則第三十四条の二第一項第二号イに規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額にあっては合計額の四分の三に相当する金額、同号イに規定する特定課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額にあっては合計額の二分の一に相当する金額)」」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「「二分の一」とあるのを「四分の三」」を「「合計額

の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十五年分までの各年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」」に改める。

附則第三十五条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に改める。 (地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の地方税法第三十七条の三第四項ただし書、第三百十四条の八第四項ただし書、附則第四条、附則第三十三条の二及び附則第三十四条から附則第三十五条までの規定は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

理由

税制における負担の適正化を推進するため、個人の利子、配当課税の特別措置、支払配当に充てた法人所得の軽課措置、資本金額等が一億円を超える法人に係る特定設備等の特別償却制度及び価格変動準備金等の準備金制度並びに社会保険診療報酬課税の特例を廃止するとともに、個人の土地譲渡所得に対する重課及び法人の交際費に対する課税の強化を図るほか、住宅取得控除制度の適用対象を拡大し、中小法人に対し法人税の延納について特例を設け、政党その他政治団体に対する寄附金の損金算入を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。